

**記入例**

**管理No.**

****

品質保証書（改修）

オート化学工業株式会社

営業本部

　**御中**

保証内容

下記物件の外壁目地に使用された【オートンイクシード】(以下、本製品という)の

品質について、以下の通り保証致します。



**本製品に起因する漏水を発生させないことについて１５年間（注１）**

(注１)漏水とは、内装材（断熱材は含まず）を侵すような室内側への雨漏りをいう

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保証対象： |  | 様邸 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 保証対象先のご住所： |  |
|  |
| 保証期間： | 令和　年　月　日より１５年間 | 　 | 　 |
| 施工店名： |  |
| 使用色①： |  | 使用量①： |  |
| 使用ＬＯＴ①： |  |
| 使用色②： |  | 使用量②： |  |
| 使用ＬＯＴ②： |  |
| 使用色③： |  | 使用量③： |  |
| 使用ＬＯＴ③： |  |

１．保証期間中に、保証内容に該当する不具合の発生の申し立てがあった場合は、不具合が発生した部分を限度として、

不具合の発生していない部分と同程度の性能に修復するものとし下記のいずれかの方法にて補償致します。

1. 代替製品の無償提供
2. 補修工事費の負担
3. その他最も適当と認められる方法での補償

２．下記の各号にいずれか該当する場合は、本品質保証の対象外とする。

1. 既存のシーリング材を完全に撤去せず、サッシ、外壁材等の被着体の素地面を現さずに施工した場合。
2. 乙の発行する最新の【AUTON EXCEED改修工事標準施工仕様書】に反して施工した場合。
3. 日本窯業外装材協会の標準施工に反してサイディングを施工した場合。
4. 窯業系サイディング外壁、及びＲＣ以外の目地部に施工した場合。
5. 目地の幅が施工時に比して１．３倍以上に拡大した場合。
6. 建物自体の著しい変形や変位等に起因して不具合が発生した場合。
7. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が適用されていない物件に施工された場合。
8. 他製品の品質、他製品の劣化、施工工事の欠陥（被着体の破壊、予想される変位量を超えた被着体の変形等）に起因して不具合が発生した場合。
9. 甲および乙が関与せず、施主等の独自の保守、改装、改築に起因する場合ならびに人為的に加えられた損傷に起因して不具合が発生した場合。
10. 入居者もしくは第三者の故意または過失により不具合が発生した場合。
11. 火災、地震、台風、事故等の環境条件の特殊な変化に起因して不具合が発生した場合。
12. 大気中に相当量の酸、アルコール、窒素酸化物などを含む特殊な環境に起因して不具合が発生した場合。
13. 特殊な環境（塩害地域、特殊なガスが発生する地域、蒸気が発生する場所等）に起因して不具合が発生した場合。
14. 残っていた既存シーリング材または既存プライマーに起因して不具合が発生した場合。
15. 有効期限を経過した本製品または適正な保管がなされなかった本製品を使用した場合。
16. 保証書発行当時に実用化された技術では予測することが困難な現象に起因して不具合が発生した場合。
17. その他、乙の責に帰すことのできない事由に起因して不具合が発生した場合。
18. 工事記録用紙がない場合。
19. 工事記録用紙の記載に不備がある場合。

３．下記の各号のいずれかに該当する不具合は、本保証の対象とはならない。

1. サイディングに塗布された塗料またはシーラーとサイディングとの間の剥離。
2. 本製品の上に塗装された塗膜に関する不具合（割れ、剥がれ等）。
3. 苔、藻またはカビ等の発生による汚れや変色。

（社内管理番号　E-2）

（改訂履歴：R01,2017年1月17日）